

～ 比較法研究所 活動紹介 共同研究①「イギリス最高裁判所研究」～

比較法研究所では、21 にものぼる共同研究が実施されています（2017 年度）。本日は、この共同研究についてご紹介します。初回は「イギリス最高裁判所研究」の代表者である中村民雄先生にお話を伺いました。

— 研究会の特徴について教えてください。

この研究会は、若手研究者の皆さんにイギリス法に関心を持ってほしいという気持ちで、オープンな形で開催しています。英米法研究者の中でもイギリス法に関心のある方は少ないのが現実で、もっと興味を持ってほしいと思っています。



— この研究会を通して実現したい目標はあるのでしょうか。

本研究会の関心は、貴族院の上訴委員会に代わって 2009 年に新設されたイギリスの最高裁判所判所の下での判例形成を分析することにあります。その新設からそろそろ 10 年となりますので、大局的な変化を 1 つの書物に纏めることも考えています。

— 近時はイギリスの EU 脱退（Brexit）が話題になっています。こういった新しい社会事象について法的分析を加えることにはやりがいだけでなく、困難もあるのでしょうか。



確かに困難ではありますね。しかし困難であるがゆえに面白さがあります。争点である事象のなかには、古き問題が形を変えて現れただけのものと、本当に新しい問題とがあります。Brexit でいえば、国王大権の行使を民主的にどう統制するかというのは 17 世紀以来論じられてきた問題で、前者にあたります。これに対して、EU 法上の問題というのは、新しい問題です。このような問題の切り分けにも面白さを感じます。

— ありがとうございます。

（編集より） 長い歴史を有する国であるとともに新しい問題を提起し続けるイギリス。そのイギリス法は、非常に魅力的な研究分野であることが、ヴィヴィッドに伝わってきました。実際に見学した研究会では 12 名の研究者の方々が和やかな雰囲気ながらも積極的に議論を交わしていたことが印象的です。本研究会の活動を通し、イギリス法研究の魅力が社会にも広がっていくことが楽しみです。

